

二高養 進路だより

令和6年度 第5号
3月21日発行
青森第二高等養護学校
進路指導部

障がい者年金って
どうやって
もらうんだろ



教えて！障がい者年金

障がい者年金は、請求しないともらえません！以下の3点

①制度の仕組み ②事前準備 ③手続きの流れ&ポイント
について紹介します。

障がい者年金制度の仕組みとは？

- ・障がい者年金は請求しないともらえません！年金を受ける権利には時効があり5年で消滅します。一定の年齢になると自動的に通知書が届く老齢年金に比べてもらい忘れていることが多いのが特徴です。
- ・障がい者年金の認定審査は、訪問や面談等による調査ではなく、提出された書類だけで支給の要否が決まります。同じ障がい状態の人が2人いたとして、提出書類の内容により、一人は支給決定、もう一人は不支給ということがあります。そのため、日常生活への支障や援助の状況等がしっかりと伝わる書類を揃えることが重要です。
- ・障がい者年金を受給するには年金保険料をしっかりと収めていることが重要です。（中途障がい者等の場合）知的障がい者の場合は、20歳誕生日の1～3か月前に請求準備ができますので、未納状態になることは少ないです。
- ・障がい者年金は、請求時に障がいの状態にあると判断されなければ、支給の対象になりません。障がい者年金の等級は、愛護手帳や精神障がい者手帳の等級とは異なります。認定の程度に当てはまるかどうかは、医師が記載した診断書によって判断がなされますが、請求者本人が申し立てる病歴や就労歴なども併せて審査されます。
- ・障がい者年金の年間支給額は、1級10号1,020,000円、2級16号816,000円です。

準備はいつからするべき？

- ・障がい認定日は、20歳到達日（誕生日の前日）になります。この場合、20歳到達日前後3か月以内の症状を記載した診断書を医師に作成してもらうことになります。
- ①かかりつけ医がいる場合
かかりつけ医（精神科、小児科等）がいて、医師が障がい者年金の診断書作成に同意している場合は3か月あれば余裕をもって準備が可能です。
- ②かかりつけ医がいない場合
かかりつけ医がいない場合は、障がい者年金の診断書を作成してくれる病院（医師）を探すところから始めなくてはなりません。定期的な通院の必要性のない知的障がいの場合は、かかりつけ医をもたないことが多いです。全国的には、卒業校保護者のつながりや支援機関から紹介してもらうケースが多いです。
- ・障がい年金診断書を作成してくれる医師が見つかったら、流れや日程を確認します。多くの場合、複数回の診察と指定の心理検査を受けることが求められます。
- ◎20歳の誕生日1～3か月前になったら、支援機関に自分から相談し、準備を始めましょう。支援機関からそろそろ20歳なので準備しましょう。ということはないです。キーワードは「20歳1～3か月前に自分から相談」です。

手続きの流れ&ポイント

- ・障がい者年金申請に必要な書類一式を年金事務所または居住地の市町村役場にある障がい基礎年金の担当窓口で初回相談時に受け取ります。どちらも予約制が多いので、あらかじめ電話等をして日時を予約しましょう。
- (1)初回相談で準備するもの
 - ①基礎年金番号がわかる書類（マイナンバーカード原本）
 - ②本人が同席の場合→本人の身分証明書（愛護手帳）、本人が不在の場合→委任状と代理人の身分証明書（運転免許証等）
- (2)委任状の記入
 - ①委任状は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。
 - ②初回相談は同じ世帯の家族であれば本人不在でも委任状を求めないこともありますが、請求時には必要になります。

	(3) 障がい者年金請求に必要な書類の確認
--	-----------------------

	① 年金請求書（年金を受け取る意思を示すもの）→本人・家族が作成
--	----------------------------------

	② 受診状況等証明書（初診日を証明するもの）→医師が作成
--	------------------------------

	※知的障がい、知的障がいを伴う発達障がいは受診状況等証明書の提出は不要
--	-------------------------------------

	③ 診断書（障がい状態の確認・等級判別をするもの）→医師が作成
--	---------------------------------

	④ 病歴・就労状況等申立書（障がい状態と就労状況の確認をするもの）→本人・家族が作成
--	--

※20 歳になる1～3か月前に自分から準備を始めましょう。障がい者就業・

生活支援センターや相談支援事業所に相談して書類を準備しましょう！